

県北広域振興局長告示第20号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により、平成24年4月1日付けで指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したものとみなす。

平成24年4月20日

県北広域振興局長 松岡 博

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
0353200025	指定児童デイサービス事業 ゆいまある	二戸郡一戸町中山字大塚4番地6	社会福祉法人カナンの園
0351300025	多機能型事業所 はあとすぽっと	二戸市石切所字川原28番地7	特定非営利活動法人カシオペア障連